

伊勢原市消防水利施設等整備要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、適切な消防活動を推進し火災等の災害による被害の軽減を図るため、伊勢原市地域まちづくり推進条例（平成24年伊勢原市条例第11号）第52条及び伊勢原市地域まちづくり推進条例施行規則（平成24年伊勢原市規則第23号）第69条に基づき、伊勢原市内における消防水利施設等の設置及び消防活動空地等の設置について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「消防水利施設」とは、防火水槽及び神奈川県企業庁水道局敷設の配水管に設置された消火栓をいう。
- (2) 「防火水槽」とは、工場において生産された部材を使用して建設されるもので、一般財団法人日本消防設備安全センターにより型式認定された二次製品防火水槽及び耐震性貯水槽をいう。
- (3) 「現場打ち防火水槽」とは、現場で加工される鉄筋コンクリート製の防火水槽をいう。
- (4) 「地中ばり防火水槽」とは、建築物の地下（地中ばり）を利用して設置する防火水槽をいう。
- (5) 「導水装置」とは、消防自動車容易に接近できる位置から吸水できるようにするために防火水槽、現場打ち防火水槽ならびに地中ばり防火水槽に設置する装置をいう。
- (6) 「土地区画整理事業」とは、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による事業をいい、当該事業に伴う消防水利施設等の設置については、関係機関と協議し、事業区域全体を包含できる設置数を算出し、消火栓及び防火水槽が交互に配置となるように設置設計した区域をいう。
- (7) 「進入可能な開口部が地盤面から10メートル以上に有する建築物」とは、消防活動のための進入可能な開口部の下端、バルコニーの手すり又は屋上の手すり（屋上に避難できる階段等が設けられている場合に限る。）のいずれかの高い部分が、その開口部、バルコニーの手すり又は屋上の手すりのある壁面が接する最も低い地盤面から10メートル以上となる建築物をいう。
- (8) 「近隣商業地域等」とは、商業地域、近隣商業地域、工業地域、工業専用地域をいう。

(消防水利施設等の設置)

第3条 事業者は、開発区域の面積及び予定建築物の規模により、次のとおり

消防水利施設を設置するものとする。

- (1) 開発区域の面積が2,000平方メートル以上の開発事業で、当該事業行為等により区域内の道路（公道に限る。）に管径100ミリメートル以上の水道管を敷設する場合は、消火栓を設置するものとする。
 - (2) 開発区域の面積が3,000平方メートル以上の開発事業を行う場合は、常時貯水量40立方メートル以上の防火水槽を設置するものとする（前号の規定に該当する場合を含む。）。
- 2 前項第2号の規定は、予定建築物の延べ面積が500平方メートル未満である場合には適用せず、防火水槽を設置しないことができるものとする。ただし、宅地造成として住宅の用に供する目的で行う開発事業については、この限りでない。
- 3 第1項第1号の規定は、当該計画区域の全部が既設の消火栓（管径100ミリメートル以上に限る。）から、近隣商業地域等にあつては半径100メートル、その他の地域にあつては半径120メートルの範囲にある場合（河川、軌道、擁壁、谷戸等により当該範囲が分断されている場合は除く。）及び土地区画整理事業地域内となる場合は、消火栓を設置しないことができるものとする。
- 4 第1項第2号の規定は、開発区域内に常時取水可能水量が毎分1立方メートル以上、かつ、連続で40分以上の給水能力を有するプール、池、工業用水等が設置され、又は現に存する場合で、次条第1項第2号及び第3号に適合する場合には適用せず、防火水槽を設置しないことができるものとする。
- 5 第1項第2号の規定は、当該開発区域の全部が市の管理する常時貯水量40立方メートル以上の防火水槽（以下「公設防火水槽」という。）から、近隣商業地域等にあつては半径100メートル、近隣商業地域等以外（以下「その他の地域」という。）にあつては半径120メートルの範囲にある場合（河川、軌道、擁壁、谷戸等により当該範囲が分断されている場合は除く。）及び土地区画整理事業地域内となる場合には適用せず、防火水槽を設置しないことができるものとする。
- 6 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第27条に該当する建築物で設置が必要な消防用水と、本要綱で設置が必要な防火水槽との兼用については、消防法施行令第27条にて算出する容量と、本要綱容量40立方メートル以上の防火水槽容量の、大なる方の容量で設置を認めることとするが、事前に消防本部予防課予防係及び消防本部警防救急課警防係と協議すること。

（防火水槽の設置位置）

第4条 防火水槽の設置位置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 防火水槽（導水装置を設けた場合は、採水口）を中心に、近隣商業地域

等にあつては半径100メートル、その他の地域にあつては半径120メートルの円を描き、開発区域が完全に包含されるように設置するものとする。

(2) 防火水槽（導水装置を設けた場合は、採水口）は、消防自動車容易に接近できるように設けるとともに、必要水量を有効に取水でき、消防活動に支障がない位置とすること。ただし、計画区域の規模等により市長が認めた場合は、この限りでない。

(3) 防火水槽は、専用の用地に設置するものとする。ただし、公園内及び事業者の管理である防火水槽については、この限りでない。

（消火栓の設置位置等）

第5条 消火栓の設置位置等の基準は、次のとおりとする。

(1) 消火栓を接続する水道管は、管径100ミリメートル以上であること。

(2) 消火栓は、その位置から、近隣商業地域等にあつては半径100メートル以内に、その他の地域にあつては半径120メートル以内に開発区域が完全に包含されるように設置するものとする。

(3) 消火栓は、地下式で道路（私道を除く。）の地盤面下に設置するものとし、消防自動車からの取水が可能で消防活動及び交通の安全に支障のない位置に設置するものとする。

（防火水槽の技術基準）

第6条 防火水槽は、一般財団法人日本消防設備安全センターが定める二次製品等防火水槽等認定規程（平成13年4月2日消安セ細則第8号。以下「認定規程」という。）第2条に規定する認定区分の防火水槽を次のとおり設置するものとする。

(1) 自動車が進入するおそれのない場所に設置する場合は、認定規程で定めるⅠ型又はⅡ型以上を設置すること。

(2) 自動車が進入するおそれのある場所に設置する場合は、認定規程で定めるⅡ型又はⅢ型を設置すること。

2 前項の規定は、現場打ち防火水槽及び地中ばり防火水槽で、二次製品防火水槽及び耐震性貯水槽と同等以上の強度等（栗石厚又は基礎工事及び配筋関係を示す写真並びに躯体コンクリートの強度を証明する書類の提出）がある場合は、この限りでない。

3 防火水槽の形状等は、次のとおりとする。

(1) 原則として地下式とし、かつ、漏水のおそれのない構造であること。

(2) 一槽式であること（地中ばり防火水槽は除く。）。

(3) 集水ピット（防火水槽の有効利用を図るため、水槽の底部の一部に設けられる取水部分をいう。）を有していること。

- (4) 水槽底の深さは、集水ピットの部分を除き地表面から4.5メートル以内であること。
- 4 集水ピットは次のとおりとする。
- (1) 十分な強度を有し、かつ、水密性が確保されるものであること。
- (2) 吸管投入孔（取水のためのマンホール等をいう。）のおおむね直下に設けること。
- (3) 一辺の長さ又は直径が60センチメートル以上で、かつ、深さが50センチメートル以上であること。
- (4) 水槽本体との接合部は漏水のおそれのない構造であること。
- 5 吸管投入孔は、次のとおりとする。
- (1) 消防自動車は吸管投入孔の中心から4メートル以内に容易に接近でき、かつ、消防活動に支障のない位置に設置すること。ただし、地中ばり防火水槽等で導水装置の採水口を前記の位置に設ける場合はこの限りでない。
- (2) 頂版部に2か所の吸管投入孔を設けるものとし、水槽本体の強度を損なわない位置とすること（地中ばり防火水槽は除く。）。
- (3) 原則として丸型とし直径が60センチメートル以上であること。
- (4) 吸管投入孔の開口部には、吸管投入孔蓋及び蓋を受ける口環を設けるものとし、材質は必要な強度及び耐食性を有するものであること。
- (5) 吸管投入孔の地表部と水槽本体を結ぶ連結立管を設ける場合には、鉄筋コンクリート製、鋼製、鋳鉄製、FRP製又はこれらと同等以上のものとし、水平方向荷重によって移動しないよう水槽本体に取り付けるものであること。
- (6) 吸管投入孔蓋を受ける口環には転落防止のための柵の設置等の措置を講ずるものとする。
- (7) 吸管投入孔の開口部の直近に点検管理のための耐食性を有するトラップ又はこれに代わるはしごを1か所以上に設けること。
- (8) 吸管投入孔には、黄色系の樹脂ペイント等で吸管投入孔から確認できる壁面に満水容量を示す表示を幅5センチメートルにて記入すること。
- (9) 吸管投入孔蓋については、別図1のとおりとする。
- 6 容量の算定は、集水ピット及び連結立管を含む吸管投入孔の容量を除き、本体の容量を算定すること。
- （地中ばり防火水槽の技術基準）

第7条 地中ばり防火水槽の技術基準は、前条によるほか、次のとおりとする。

- (1) 地中ばり防火水槽内には、給水管、配水管、電気配管等を通さないこと。
- (2) 内部仕上げは、全面防水処理を施すこと。
- (3) 吸管投入孔を設けない場合は導水装置を設けること。

- (4) 吸管投入孔を設けない場合は、点検管理のための直径60センチメートル以上で落下防止措置を講じた点検口を設け、その直近に耐食性を有するタラップ又はこれに代わるはしごを設けること。
- (5) 防火水槽内に構造上必要な区画を設ける場合には、硬質塩化ビニル管等を使用し、各区画ごとに通気管、通水口及び人通口を次のとおり設けること（別図2（ア））。
 - ア 通気口は100ミリメートル以上とし、はりの上部に2か所以上設けること。
 - イ 通水口は150ミリメートル以上とし、はりの下部に2か所以上底版と接するよう設けること。
 - ウ 人通口は口径500ミリメートル以上とし、下端は底版から50センチメートル以下とする。ただし、構造上、設置することが困難で、各区画ごとに点検口を設ける等各区画が点検できるようにした場合はこの限りでない。

（導水装置の技術基準）

第8条 導水装置の技術基準は、次のとおりとする（別図2（イ）・別図3）。

(1) 採水口

- ア 耐食性を有するものであること。
- イ 呼び呼称75ミリメートル（消防用ねじ式結合金具の結合寸法）のメネジとし、日本工業規格B9912に適合するもの又はこれと同等以上のものであること。
- ウ 原則として、単口型を2口以上設けるとともに、取付け高さは地盤面から0.5メートル以上1.0メートル以下とし、相互に50センチメートル程度離すこと。
- エ 消防自動車4メートル以内に容易に接近でき、かつ、消防活動に支障のない位置とする。
- オ 覆冠を設け、採水口である旨の表示をすること。

(2) 導水管

- ア 耐食性を有するものであること。
- イ 材質は、日本工業規格G3452（配管用炭素鋼管）に適合するもの又はこれと同等以上の強度及び耐食性を有するものであること。
- ウ 採水口1口ごとの単独配管とし、口径は100ミリメートル以上でかつ毎分1立方メートル以上取水できるものであること。
- エ 配管は必要に応じ腐食を防止するための措置をすること。
- オ 水槽内の配管の先端には耐食性を有するストレーナーを設け、集水ピット内の底面から20センチメートル程度離れた位置に設けること。

カ 導水管の損失水頭が6.6メートル以下とすること。

(3) 通気管

ア 耐食性を有するものであること。

イ 口径は100ミリメートル以上であること。

ウ 外部の配管の先端は180度曲げ異物の混入を防止するための網を設けること。

エ 材質は、日本工業規格G3452（配管用炭素鋼管）に適合するもの又はこれと同等以上の強度及び耐食性を有するものであること。

オ 配管は必要に応じ腐食を防止するための措置をすること。

（消火栓の技術基準）

第9条 消火栓の技術基準は、次のとおりとする。

(1) 消火栓は、原則として道路に設けること。

(2) 消火栓は、口径65ミリメートルを有するもので、直径100ミリメートル以上の配水管に取り付けること。

(3) 原則として、地下式とすること。

(4) 地下式消火栓の放口は、地盤面からの深さが300ミリメートル以内の位置に設けること。

(5) 未舗装の道路等に設置する地下式消火栓にあつては、消火栓枠の周囲1メートル以上を舗装すること。

(6) その他、詳細な事項は、神奈川県企業庁水道局が定める仕様に適合すること。

（消防水利施設の検査）

第10条 消防水利施設を設置する場合、施工中及び完成後に次の検査を受けること。

(1) 防火水槽

ア 配筋検査（二次製品等防火水槽は除く。）

イ 内部・外観検査

ウ 満水検査

エ 漏水検査

オ 採水検査（導水装置が設置されている場合に限る。）

カ 完成検査

(2) 消火栓

ア 現地確認

イ 完成検査

（消防水利施設の標識、表示等）

第11条 事業者は、消防水利施設を設置したときは、その位置を明示するた

め標識等を設置するものとし、その設置基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防火水槽の蓋部を黄色に塗装し、消防水利標識を容易に確認でき、かつ、消防活動に支障のない位置に設置しなければならない。
- (2) 消防水利標識は、別図4によるものとし水槽容量を標識板の円板下部に記入するものとする。
- (3) 消火栓を設置した場合は、設置位置に別図5によりその位置を明示するものとする。

(指定消防水利)

第12条 事業者は、管理する防火水槽が消防法（昭和23年法律第186号）第21条に規定する消防水利に指定されることを承諾した場合は、消防水利指定承諾書（第1号様式）を消防長に提出するものとする。

(消防活動空地の設置)

第13条 事業者のうち、地上2階以上の建築物で進入可能な開口部が地盤面から10メートル以上に有する建築物を建築する場合は、はしご車が建築物に容易に接近し活動するために必要な進入路及び空地（以下「消防活動空地等」という。）を次条に定める基準により設置しなければならない。

2 前項の規定は、自己の住居等の用に供する事業行為等には適用しない。

(消防活動空地等の基準)

第14条 消防活動空地等の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地上2階以上の建築物で消防活動のための進入可能な開口部が地盤面から10メートル以上13メートル未満に有する建築物を建築する場合の消防活動空地の基準は、次のとおりとする。

ア 消防活動空地の大きさは、幅5メートル以上、長さ7メートル以上とする。

イ 建築物との距離は、4メートル以内とする。

ウ 横断勾配は、5パーセント未満とする。

- (2) 地上2階以上の建築物で消防活動のための進入可能な開口部が地盤面から13メートル以上に有する建築物を建築する場合の消防活動空地の基準は、次のとおりとする。

ア 消防活動空地は、幅6メートル以上、長さ12メートル以上とする。

イ 建築物との距離は、10メートル以内とする。

ウ 横断勾配は、7パーセント未満とする。

- (3) 消防活動空地等の路盤支持力は、20トン以上とすること。

- (4) 消防活動空地等の周囲には、はしご車の運行及び活動の支障となる工作物及び架空電線等を新規に設けないこと。ただし、障害となる工作物及び架空配線等がある場合は、工作物の排除又は架空配線等の移設等について

関係機関と協議の上、有効な消防活動空地の確保に努めるものとする。

- (5) 消防活動空地は原則として開発区域内に設けるものとする。ただし、計画区域内に確保できない場合は、道路上を消防活動空地とすることができる。この場合において、消防活動上支障があると判断される既設架空電線等があるときは、関係機関と協議の上、有効な消防活動空地の確保に努めるものとする。
- (6) 消防活動空地は、建築物の棟ごとに1か所以上、原則として建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126条の6第1項の非常用進入口又は同条第2項の開口部を有する面に設けること。
- (7) 消防活動空地にはゼブラ表示又は標識を見やすい位置に設けることとし、消防活動空地のゼブラ表示及び標識は、別図6及び別図7によるものとする。この場合において、標識についてはその他の図柄でも可とする。
- (8) 敷地内通路は、はしご車の通行に支障のない幅員とするとともに公道と接続する部分及び屈曲又は交差部分に必要な応じ、すみきりを設けること。（防火水槽の引継等）

第15条 事業者は、本要綱に基づき、市長に防火水槽（用地を含む。）の引継等をする場合は、防火水槽の各法令に適合するほか、次によるものとする。

- (1) 用地は道路（私道は除く。）に接するとともに、道路に面する部分を除き防火水槽の周囲に1メートルの管理用空地を確保すること。
- (2) 用地内には自動車の進入ができない措置を講ずるとともに、仕上げをコンクリート打ち又はアスファルト舗装とすること。
- (3) 防火水槽用地の境界には、市が指定する境界鋸等により、管理区分を明確にするとともに道路側を除き、高さ1.2メートル以上のネットフェンス等で囲むものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めのない事項及び新たに発生した事項で消防長が必要と認めることについては、事業者と協議し決定する。

附 則

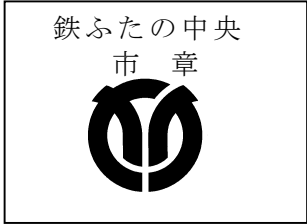
（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。
（伊勢原市消防水利施設等整備基準の廃止）
- 2 伊勢原市消防水利施設等整備基準は、廃止する。

別図1（第6条関係） 防火水槽用の蓋の構造

防火水槽用鉄ふたに関する基本的事項

- 1 開閉操作性
消防機関が容易に開閉操作をできること。
- 2 安全性
(1) 蓋を開放した状態において、防火水槽等の転落を防止できること。
(2) 走行車両の荷重によるふたのガタツキ及び飛散を防止できること。
(3) 蓋の表面はスリップが生じにくいこと。
- 3 不法投棄防止
消防機関以外のものが容易に開閉できないこと。
- 4 土砂流入防止
防火水槽等内へ土砂の流入が防止できること。
- 5 耐久性
鉄ふたは十分な強度及び耐久性を有すること。
- 6 鉄ふたの視認性
鉄ふたを容易に見分けることができること。
- 7 市に移管されるものにあつては、蓋の中央に市章、事業主管理の場合は防火水槽の容量を入れるものとする。



※ 下記図又は同等以上とすること。

図-1

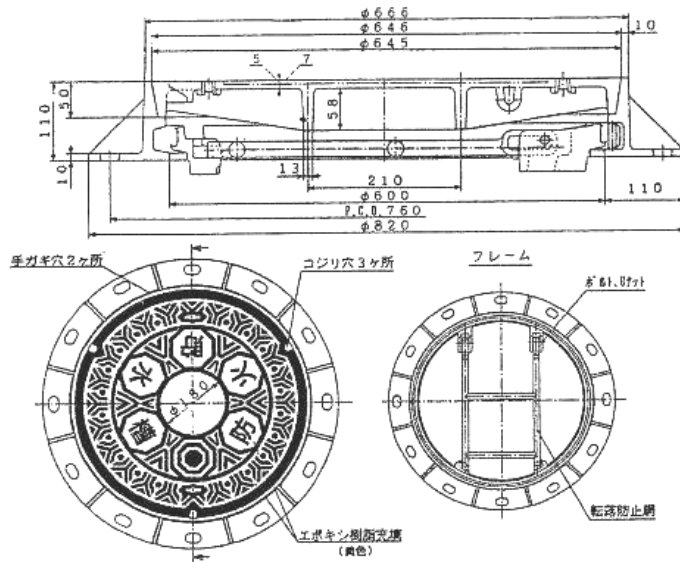
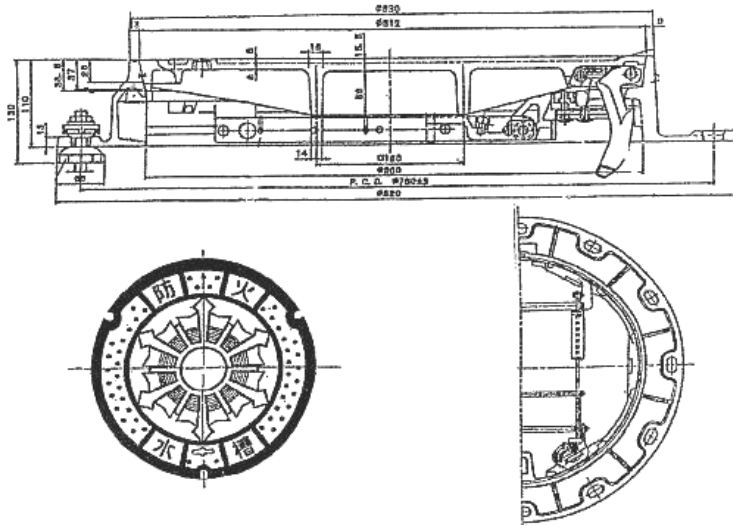
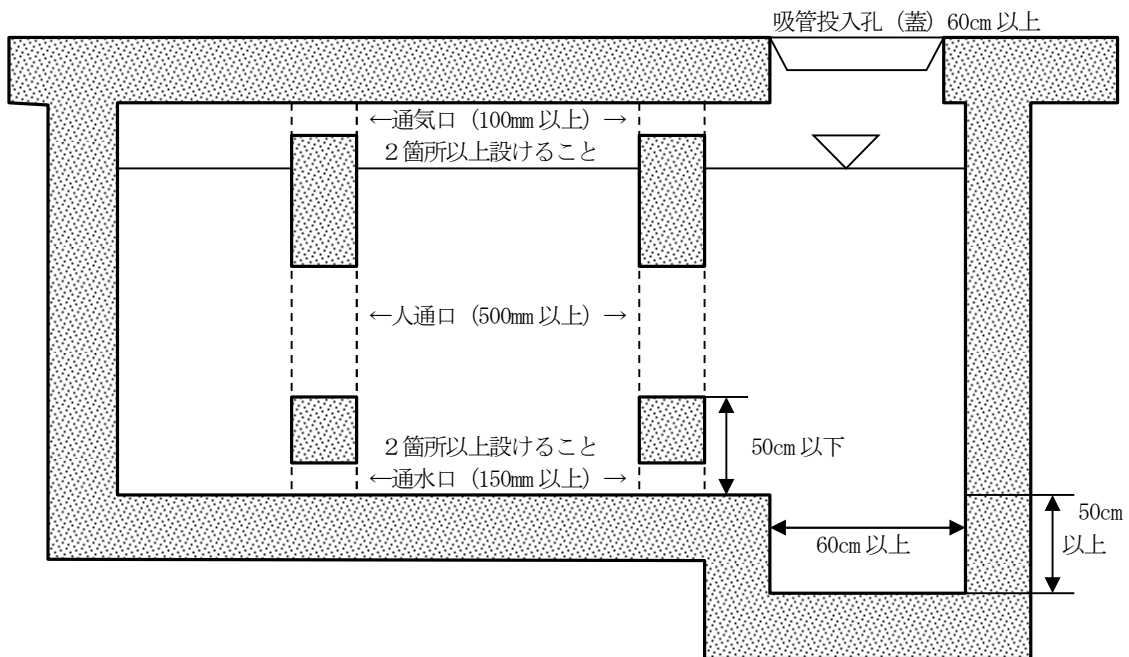


図-2

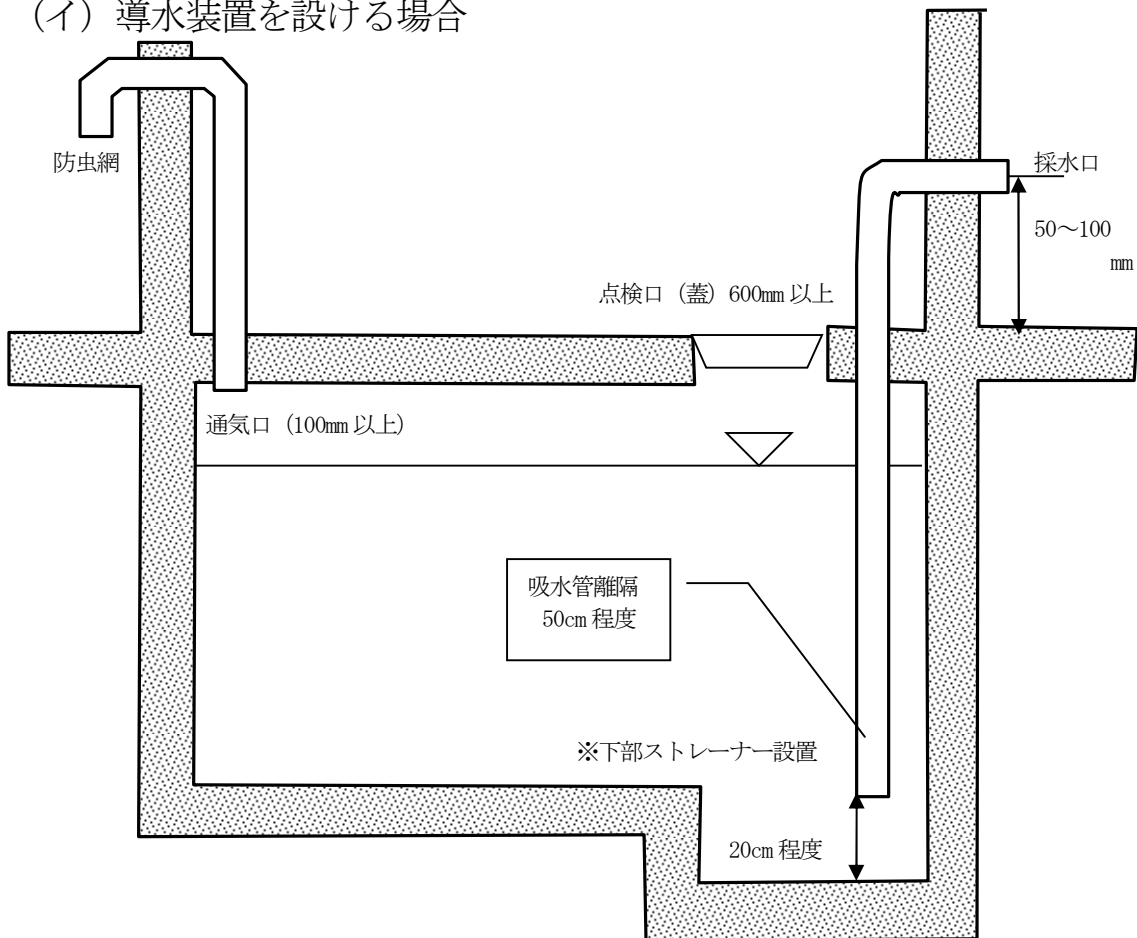


別図2（第7条、第8条関係）

（ア）防火水槽に区画を設ける場合

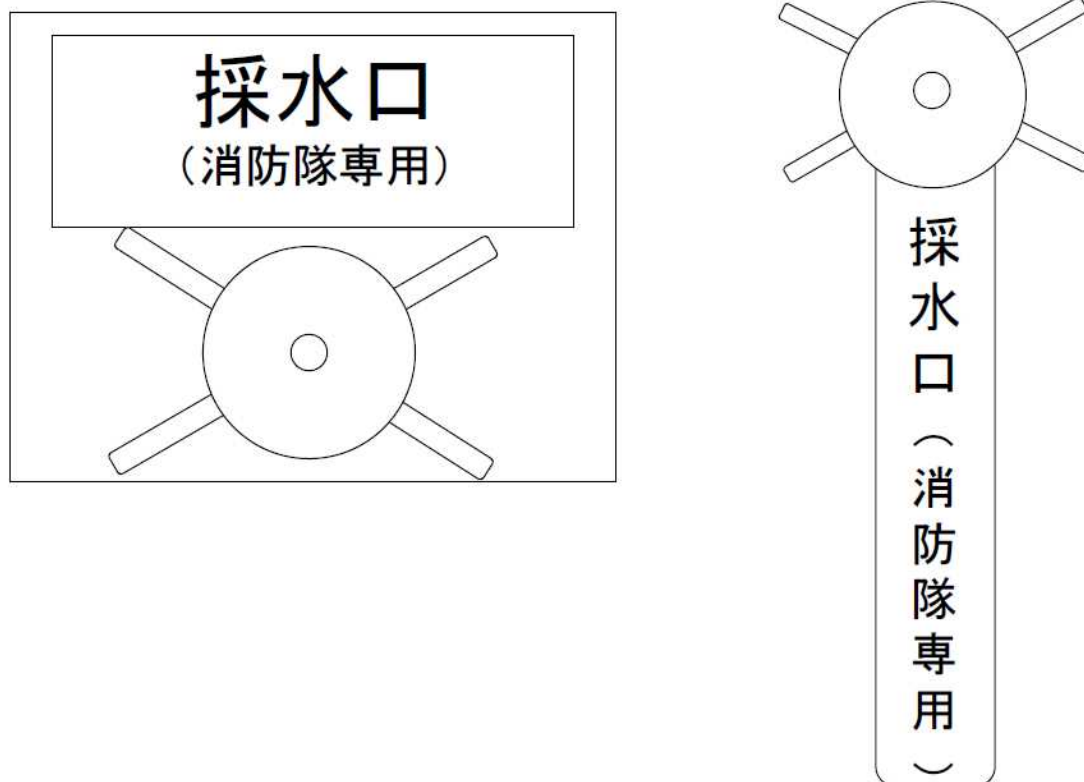


（イ）導水装置を設ける場合



別図3 (第8条関係)

導水装置の施工方法

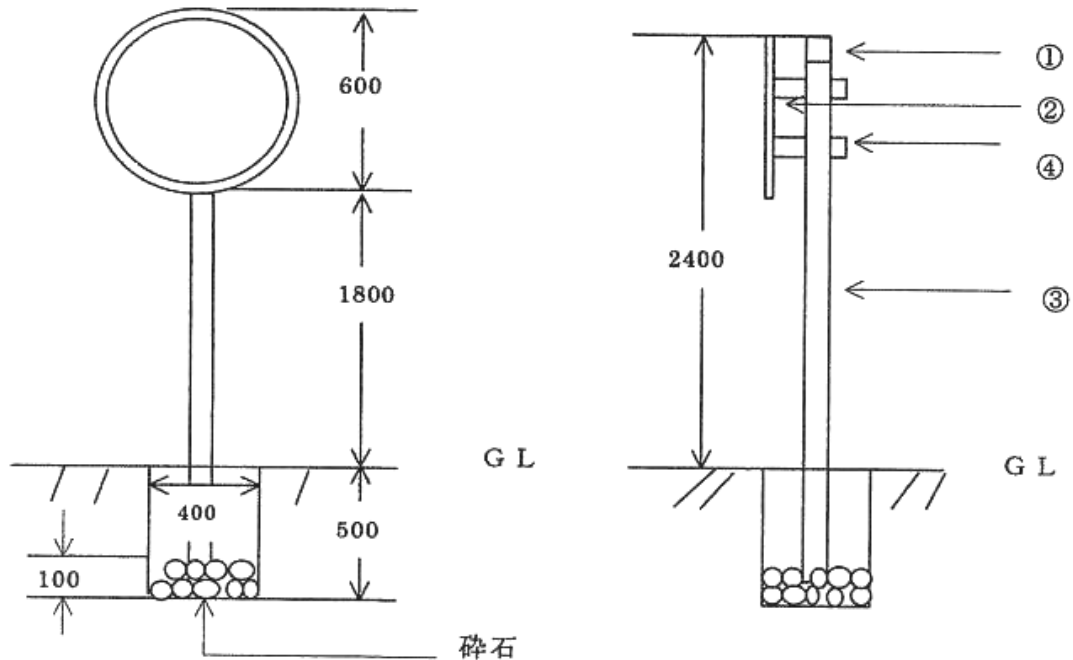


他の採水口と50cm程度離すこと。

別図4（第11条関係） 消防水利標識（市管理）

単位：ミリメートル

施工図



標識板

色彩は、文字及び縁を白色、枠を赤色とし反射塗料を用いるものとする。

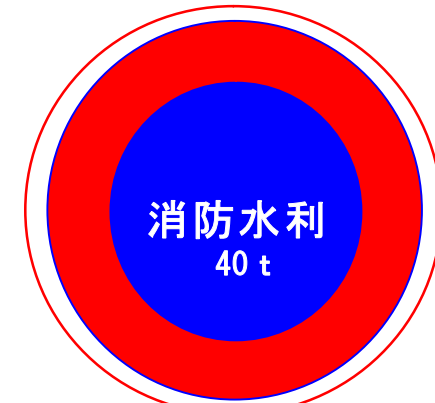
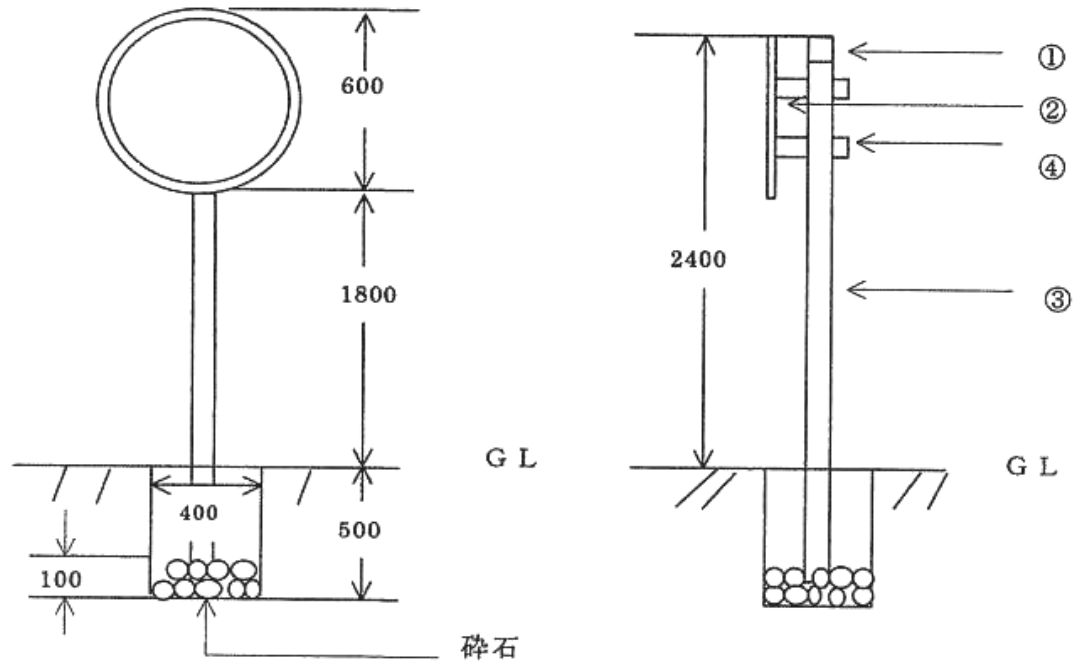
仕様書

名称	材料	仕上	備考
①キャップ	強化ビニール（白）		
②標識板	600φ×1.2mm アルミ単板	耐食アルミニウム合金板	補強リブ金具付
③ポール	60.5φ×2.3mm×3000mm	白色プラスチック被覆管（z c p）	
④補強版	アルミ		
取付ベルト	アルミ		U字用 アルミ合金Uバンドスライド金具

別図4 (第11条関係) 消防水利標識 (事業主管理)

単位：ミリメートル

施工図



標識板

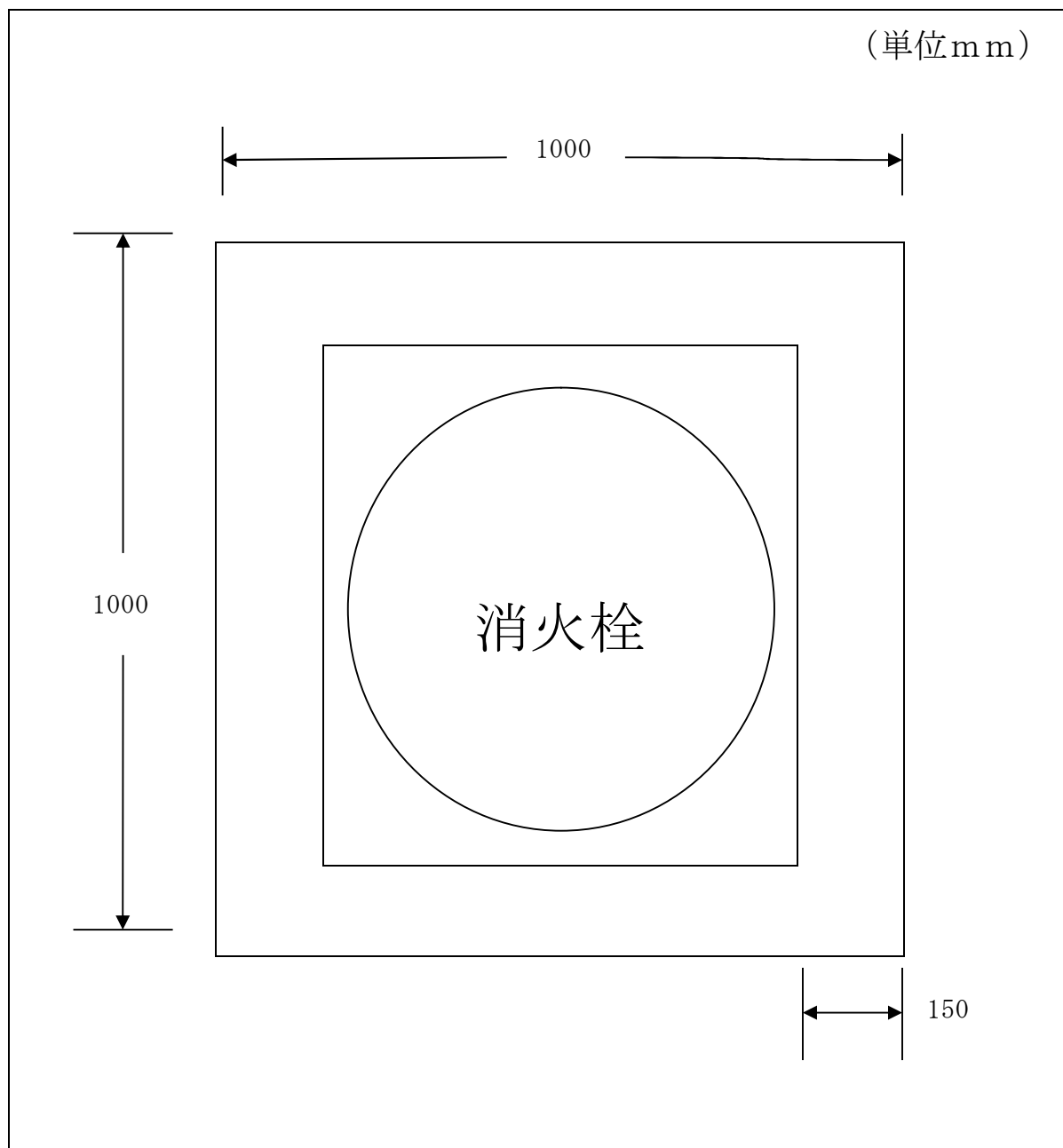
色彩は、文字及び縁を白色、枠を赤色、地を青色とし、反射塗料を用いるものとする。

仕様書

碎石

名称	材料	仕上	備考
①キャップ	強化ビニール (白)		
②標識板	600φ × 1.2mm アルミ単板	耐食アルミニウム合金板	補強リブ金具付
③ポール	60.5φ × 2.3mm × 3000mm	白色プラスチック被覆管 (z c p)	
④補強版	アルミ		
取付ベルト	アルミ		U字用 アルミ合金Uバンドスライド金具

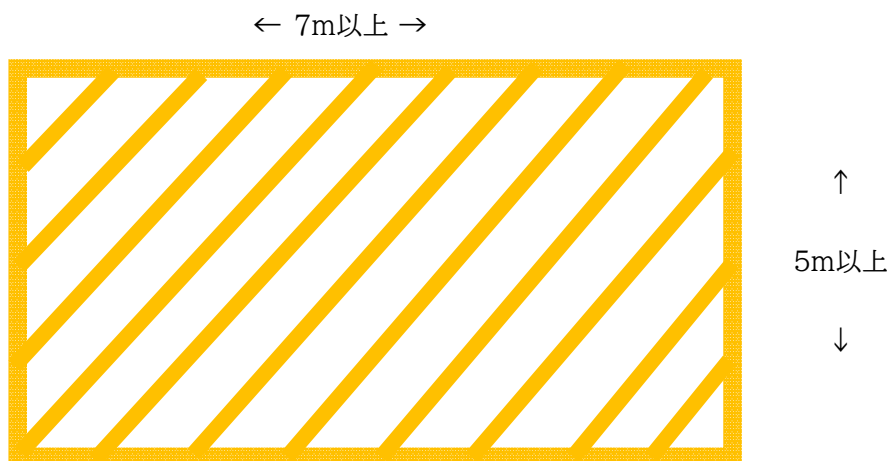
別図5（第11条関係） 舗装路図面



備考	区画線工	熔融式
	厚さ	1.5mm
	ペイント	JIS k 5665 3種 1号 (黄)
	反射材	JIS R 3301 1号

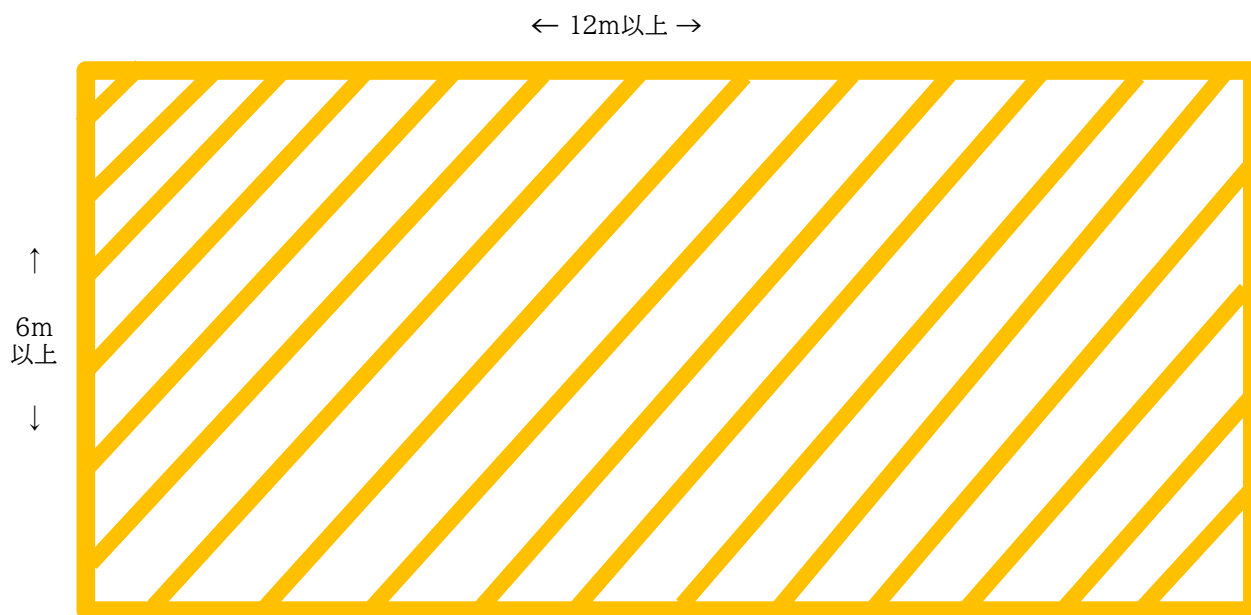
別図6(第14条関係) 消防活動空地のゼブラ表示

(1)開口部高さ10m以上13m未満



※線幅15cm程度で色の指定は特にしない。

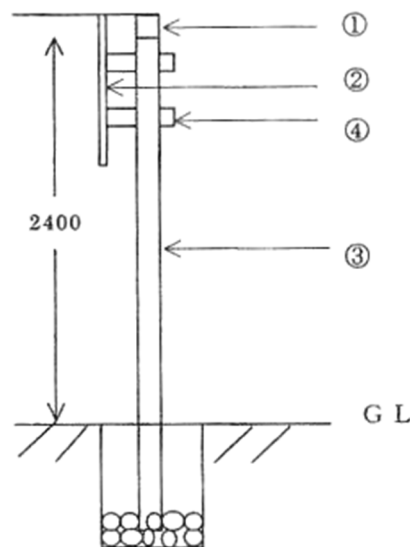
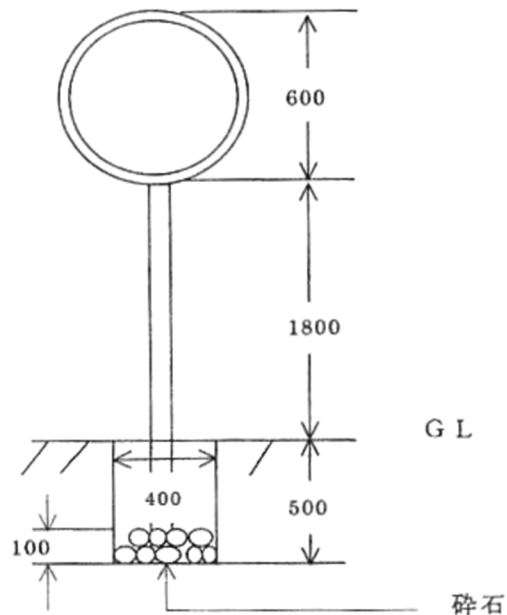
(2)開口部高さ13m以上



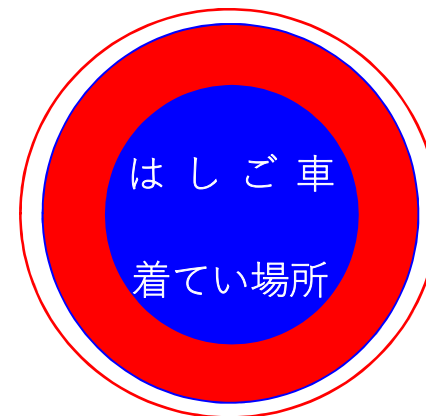
※線幅15cm程度で色の指定は特にしない。

別図7（第14条関係） 消防活動空地標識

施工図



単位：ミリメートル



標識板

色彩は、文字及び縁を白色、枠を赤色、地を青色とし、反射塗料を用いるものとするが、その他の図柄も協議後に可とする。

名称	材料	仕上	備考
①キャップ	強化ビニール（白）		
②標識板	600φ×1.2mm アルミ単板	耐食アルミニウム合金板	補強リブ金具付
③ポール	60.5φ×2.3mm×3000mm	白色プラスチック被覆管（z c p）	
④補強版	アルミ		
取付ベルト	アルミ		U字用 アルミ合金Uバンドスライド金具